

2017年6月8日

## クレーン倒壊事故の住民説明会と 高浜3・4号機の再稼働中止を求める緊急要請書

～5月25日議員レク（クレーン倒壊事故に関する）を踏まえて～

福知山市長 大橋 一夫様

日頃より福知山市民の安全な暮らしを守るためにご尽力いたたき、ありがとうございます。

1月20日に起こったクレーン倒壊事故は、高浜原発1・2号機の40年超え寿命延長工事の最中でした。福知山市をはじめとする、京都府や30km圏内の京都府7市町自治体等では、関電の安全管理のズさんさに強い批判が出ています。それにも関わらず関電は、福井県知事と高浜町長の了承だけで、5月17日には高浜4号機の原子炉を起動し、続いて、6月6日には3号機の原子炉起動も強行しました。

私たちは、5月25日に参議院議員会館で行われた、規制庁から福島みずほ議員へのレクに参加しました。そこで明らかになった下記の問題点は、以下の記述の通り高浜3・4号機は再稼働できる状況ではなく、安全審査上も大きな問題があることを示しています。そのため、私たちはここで議員レクの内容をお伝えし、住民説明会等を改めて強く要請します（議員レクで明らかになった問題点は、別紙の「緊急要請書の参考資料」「別紙1」をご参照ください）。

以下の問題点について、高浜発電所に係る地域協議会で関電と国に説明を求め、住民に文書で通知するだけでなく、説明会にて直接説明するよう求めてください。

又、京都府に対し、関電と国の説明会を求めて欲しいと要請してください。

### [議員レクで明らかになった問題点]

- 高浜3・4号機の可搬型重大事故対処設備（電源車や放水砲等）は、クレーン倒壊の範囲内に配置されています。高浜3・4号機で事故が起きた場合に、地震などでクレーンが倒壊すれば、電源車等が使用できなくなる可能性があり、深刻な事態となります。

- 関電は、5月11日の京都府30km圏内7市町協議会幹事会で、自治体からの疑問に答えて「地震によるクレーン倒壊の評価」を初めて説明しました。

しかし、その評価内容を規制庁に報告していませんでした。関電の勝手な評価なのです。

なお、総点検においては、地震時の転倒評価も下記のとおり実施している。

[クレーンの地震発生時の転倒耐力と原子力施設への影響]

○大型クレーンは、待機姿勢の場合では震度6弱程度でも転倒しないことを計算で確認済。

○なお、東日本大震災並みの大地震では、クレーン等が転倒、破損するリスクがある。この場合でも、原子力の安全機能は2つ以上の設備や機能を備えており、クレーン等の転倒、破損によって全ての安全機能が失われることのないよう、クレーン等の配置・使用を配慮している。

(5月11日関電資料 「クレーン倒壊事故を踏まえた改善について」6頁より 下線は引用者)

(また、6月1日の滋賀県原子力安全対策連絡協議会において、関電は「大型クレーンは震度4くらいでは倒れないことを今回確認しているが、震度6、7では、特に作業中なんかは倒れるリスクは十分ある」と回答しています。)

- 関電が規制庁に報告したのは、「風によるクレーン倒壊の評価」ですが、「4台の電源車全てが壊れることはない」「予備が壊れても他がある」という甘い想定によるものです。それにも関わらず、規制庁は3月1日に関電の評価を了承しています。
- さらに、規制委員会の新基準適合性審査では、クレーン倒壊は対象外だと規制庁は述べました。しかし国は、電源車等は予備も含めて全てが機能することを前提に審査して許可を出しています。例えば、新規制基準（設置許可基準規則）43条3項5号は、地震や自然現象等の影響を受けないように配置するよう定めています。電源車や放水砲、タンクローリー等をクレーンが倒壊するような範囲に保管するのは、明らかにこの基準に違反します。

このように、高浜3・4号機の安全上重要な設備のいくつかについて、設置変更許可時（2015年2月12日）には想定していなかったリスクが、クレーン倒壊事故によって明らかになったわけです。再稼働どころではありません。再稼働を中止し、審査をやり直さなければなりません。

## 要　請　事　項

1. 地震によるクレーン倒壊の評価も含めて、京都府7市町の高浜発電所に係る地域協議会に対して直接説明するよう、関電と国に求めてください。そして、京都府に対し関電と国の住民への説明会を求めて欲しいと要請してください。
2. 高浜3・4号機の再稼働と高浜1・2号機の寿命延長工事を中止し、審査をやり直すよう、関電と国に求めてください。

2017年6月8日

避難計画を案ずる関西連絡会



連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／脱原発はりまアクション／  
原発防災を考える兵庫の会／美浜の会

この件の連絡先：グリーン・アクション

京都市左京区田中閑田町 22-75-103 Tel: 075-701-7223 Fax: 075-702-1952